

## 様式第十七（第6条関係）

### 認定新技術等実証計画の内容の公表

#### 1. 認定をした年月日

令和4年8月30日

#### 2. 認定新技術等実証実施者の名称

株式会社KortValuta 代表取締役 柴田 秀樹

#### 3. 認定新技術等実証計画の目標

申請者は、本実証においては、日本初のアプリ式のハイブリッドペイメント電子社員証サービスを提供し、労働者に対して、アプリ上でデジタル社員証とウォレットを一体的に提供する。あわせて、従業員向けの福利厚生サービスの一環として申請者の発行する前払式支払手段「Two o C a」との交換が可能なポイントを申請者から従業員に対し付与するものである。我が国の労働者がデジタル技術の便益を受けるという点において、諸外国の労働者に劣ることがないよう、前払式支払手段を用いた本実証が労働者の便益に資するものであることを確認するとともに、企業による資金・手当等のデジタル支給に利用した場合の課題等を検証する。

#### 4. 認定新技術等実証計画の内容

##### (1) 新技術等及び当該新技術等を用いて実施しようとする事業活動の内容

日本初のアプリ式のハイブリッドペイメント電子社員証サービスを提供し、労働者に対して、アプリ上でデジタル社員証とウォレットを一体的に提供する。あわせて、従業員向けの福利厚生サービスの一環として当社の発行する前払式支払手段「Two o C a」との交換が可能なポイントを申請者から従業員に対し付与するものである。

また、本実証で用いる仕組みは、福利厚生サービスの実施のみならず、企業の労働者に対する賃金等の支払いを、企業から委託を受けて行う場合にも活用し得るものである。将来的には、労働者の利益を損なうことなく、多様化する労働者のニーズに即したより柔軟に対応できる利便性の高い決済サービスの実現を目指す。

##### (2) 産業競争力強化法（以下「法」という。）第2条第3項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法

実証協力企業の協力の下、以下のi及びiiを内容とする実証を行う。

i 申請者が、実証協力企業内の本実証への参加に同意する労働者に対し、申請者が提供する「Two o C a」（前払式支払手段）と交換可能なポイントを付与することを内容とする実証

ii 実証協力企業が、その従業員に対して、一定の観点に基づき算定された、申請者が提供する「Two o C a」（前払式支払手段）の保有残高をチャージする方法によって手当を付与することを内容とする実証

<前述のiの実証において労働者に対して付与するポイントの内容及び支給方法>

i の実証では、実証協力企業から提供される労働者の活動実績に基づき、申請者が各労働者に対し「Two o C a」と交換可能なポイント（以下「Two o C a ポイント」という。）を付与する。テレワーク推進やオンライン研修、社内コミュニケーション推進の観点から、申請者においてポイント付与対象となる労働者の活動実績及び付与ポイント数を設定し、これに基づき Two o C a ポイントを付与する。

<前述の ii の実証において労働者に対して付与するポイントの内容及び支給方法>

ii の実証では、実証協力企業が、健康推進の観点で労働者に付与するポイント（以下「健康管理ポイント」という。）の集計結果に従い、各労働者に対し「Two o o C a」の保有残高をチャージする方法によって手当を付与する。

労働者の健康を維持することを目的として、健康活動を行った労働者を対象に、実証協力企業から支給する。具体的には、労働者がスマート内に健康管理アプリをインストールし、健康管理アプリ上又は申請者と実証協力企業との間の協議により定めた方法で健康管理ポイントを付与する。

具体的には以下のように、実証を進める。

イ 準備段階（実証協力企業との関係）

<前述の i の実証>

申請者は本実証について、実証協力企業と以下の点を含む業務提携契約を締結する。

- ・本実証に参加する実証協力企業の労働者に対する電子社員証の付与
- ・本実証に参加する実証協力企業の労働者に対する「Two o o C a」サービスの提供
- ・実証協力企業による Two o o C a ポイント付与に必要な本実証に参加する労働者の活動実績に関するデータの収集及び提供並びに当該データについての目的外利用の禁止
- ・申請者による福利厚生サービスの提供の対価として実証協力企業が負担する実験実施手数料及び経費

<前述の ii の実証>

申請者は実証協力企業と以下の点を含む業務提携契約を締結する。

- ・本実証に参加する実証協力企業の従業員に対する電子社員証の付与
- ・「Two o o C a」の発行、利用方法と利用範囲
- ・手当の支給に関する取り決め
- ・実証協力企業が負担する経費

ロ 準備段階（労働者との関係）

<前述の i の実証>

① 申請者から、実証協力企業の労働者に対し、以下の点を説明し、本実証への参加を希望する労働者から個別に同意を取得する。

- (i) 申請者が、参加労働者に対して、参加労働者の活動実績に応じて、「Two o o C a」アプリ上で、申請者が提供する Two o o C a ポイントを付与することを内容とする実証を行うこと、
- (ii) 本実証に参加するか否かは任意であり不参加を選択することにより何ら不利益は生じないこと（本実証不参加者において、従前支払われていた賃金や各種手当が減少することはないこと）

② 本実証に参加する労働者（以下「参加労働者」という。）は、「Two o o C a」アプリをダウンロードの上、電子社員証への登録を行うこと、下記ハ②記載の手続に従って、申請者が、労働者に対し、申請者を主体として、Two o o C a ポイントを付与すること、「Two o o C a」利用規約へ同意することにより、申請者との間で電子社員証サービス利用契約及び「Two o o C a」サービス利用規約を締結する。

登録情報は、社員番号、名前や生年月日等の参加労働者情報である。なお、参加労働者が電子社員証への登録を行うにあたっては、電子社員証内で本人確認書類のアップロードを講じることにより、十分な本人確認を実施する。

<前述の ii の実証>

申請者から、実証協力企業の労働者に対し、以下の点を説明し、本実証への参加を希望する労働者から個別に同意を取得する。

- (i) 実証協力企業から参加労働者に対する手当の支払いを、申請者が提供する「Two o o C a」にチャージする方法によって支払うことを内容とする実証を行うこと、
- (ii) 実証協力企業が、参加労働者に対して、健康管理アプリ上又は申請者と実証協力企業との間の協議により定めた方法で健康管理ポイントを付与することを内容とする実証を行うこと、
- (iii) 本実証に参加するか否かは任意であり不参加を選択することにより何ら不利益は生じないこと（本実証不参加者において、預金口座への振込みによって手当が支払われること）

#### ハ 実行段階

<前述の i の実証>

- ① 実証協力企業は、Two o o C a ポイント付与に必要な労働者の活動実績に関するデータを収集し、当該データを申請者に対して提供する。
- ② 申請者は、実証協力企業から提供を受けた労働者の活動実績データに基づき、各労働者に対して Two o o C a ポイントを付与する。申請者は、労働者との間で締結する「Two o o C a」サービス利用契約上、労働者による「Two o o C a」への交換指示に従って、当該労働者に対して前払式支払手段を付与する債務を負う。
- ③ 実証協力企業は、申請者による福利厚生サービスの提供の対価として、申請者との間の業務提携契約に基づく実験実施手数料を、申請者の銀行口座に振り込む方法によって支払う。
- ④ 参加労働者は、Two o o C a ポイントを「Two o o C a」の保有残高と交換の上、「Two o o C a」の保有残高を加盟店での決済に使用する。

<前述の ii の実証>

- ① 実証協力企業は、労働者に対して、健康管理アプリ上又は申請者と実証協力企業との間の協議により定めた方法により健康管理ポイントを付与する。
- ② 実証協力企業は、健康管理アプリ上の健康管理ポイント集計結果に従い、各参加労働者に対して付与する手当の額を決定の上、申請者に対し、各参加労働者に対する「Two o o C a」保有残高のチャージを指示する。
- ③ 実証協力企業は、手当の各支払日が属する月の前月末日までに、全参加労働者に対して付与すべき「Two o o C a」保有残高の総額の対価にあたる金銭を申請者の銀行口座に振り込む方法によって支払う。
- ④ 申請者は、実証協力企業から上記②の金銭の支払いを受けた後、上記①の指示に従い、各参加労働者に対して「Two o o C a」の保有残高を付与する。
- ⑤ 参加労働者は、「Two o o C a」の保有残高を加盟店での決済に使用する。

#### (3) 法第2条第3項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法

本実証を通じ、上記(2)記載の措置が講じられていれば、両ポイント（「Two o o C a ポイント」及び「健康管理ポイント」をいう。）の付与が、労働者の利益を損なうことなく、労働者に適切な動機付けを行うことができ、労働者の福利厚生に資することであることを確認する。

### 5. 新技術等実証の実施期間及び実施場所

#### (1) 実施期間

認定後、実証開始の準備が整ってから1年後の日が属する月の末日まで

#### (2) 実施場所

## 申請者のサーバー及びアプリ上

### 6. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

#### (1) 参加者等の範囲

本実証への協力を申し出た企業と当該企業の労働者

#### (2) 参加者等の同意の取得方法

- ・実証協力企業及び参加労働者とは本実証実施に関する契約を締結する。
- ・申請者から、実証協力企業の労働者に対し、本実証の内容を説明し、本実証への参加を希望する労働者から個別に同意を取得する。

### 7. 法第2条第3項第2号に規定する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

#### ○労働基準法（抄）

##### （定義）

第11条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

##### （賃金の支払）

第24条 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

2 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金（第八十九条において「臨時の賃金等」という。）については、この限りでない。

#### ○労働基準法施行規則（抄）

第7条の2 使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について次の方法によることができる。

一 当該労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振込み

二 当該労働者が指定する金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「金商法」という。）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（金商法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限り、金商法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）をいう。以下この号において同じ。）に対する当該労働者の預り金（次の要件を満たすものに限る。）への払込み

イ～ハ 略

2・3 略

### 8. 規制の特例措置の適用を受けようとする場合にあっては、当該規制の特例措置の内容なし